

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 22 年 3 月 2 日提出

提出者	秦野市議会議員	平 沢 信 子
賛成者	同	高 橋 照 雄
同	同	諸 星 光
同	同	佐 藤 敦
同	同	川 口 薫
同	同	村 上 政 美

提案理由

社会経済情勢及び本市の財政状況を勘案し、議員が議会の会議に出席し、又は本市内を出張する場合において、車賃又は鉄道賃を支給しないこととするため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「公務のため」の次に「市外に」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。